

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )		
要望項目名	生活衛生関係営業者の事業活動の振興ための税制上の措置		
要望内容(概要)	<p>公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。 具体的には、法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、所要の見直しを行う。</p> <p>○交際費課税の見直しが認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。(国税との自動連動を図る。)</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収見込額	(初年度)	(平年度)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>法人企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図ることにより、我が国経済の活性化を図る。また、景気悪化や東日本震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本税制措置は、①個々の法人企業に対して飲食費を損金として認めることにより、営業活動の促進を図るとともに、②飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化に繋がるという、ミクロとマクロの両面で効果を発揮する措置である。</p> <p>足下の経済情勢は一部で持ち直しの動きが見られるものの、依然として予断を許さない状況で推移している。こうした先行き不透明な経済情勢を脱し、着実な景気回復路線に乗せるためには、営業活動を促進させ、飲食業等の需要喚起につながる本税制措置について必要な検討を行うことが必要である。</p> <p>なお、税制改正要望に先だって、生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ、生活衛生関係営業の振興に関する検討会において本税制の政策効果の検証と今後の政策的意義に関する検証が行われ、平成24年7月に『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(以下、「報告書」という。)]』としてとりまとめられた。報告書では、「法人が支出した交際費は本来損金であり、昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であること、欧米諸国との均衡に鑑み、本検討会としては、交際費課税の廃止について提言する」と結論付けられた。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性</p> <p>交際費課税は昭和29年の制度創設以降、累次の制度改正が行われてきたが、現在の経済社会情勢に鑑み、課税の目的・範囲について改めて議論の上、整理・検討し、所要の見直しを行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	政策の達成目標	法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとするを旨とする。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断D I」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断D I」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にしている。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (平成25年度～平成26年度)	
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。	
有効性	政策目標の達成状況	<p>中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、中小企業の業況判断D Iは▲21.7 (平成24年4～6月)となっている。</p> <p>相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にあり、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要がある。また、大企業製造業の業況判断D Iは▲1となっており、交際費課税の見直しにより法人企業の経営安定を図ることが必要。</p> <p>(出所) 日本銀行 「日銀短観(2012年6月調査)」 中小企業庁 「第128回中小企業景況調査」</p>	
	要望の措置の適用見込み	厳しい経営環境にあるなか、交際費支出は事業活動に必要不可欠な支出という性質があり、広く利用が見込まれる。これにより、事業活動促進につながるるとともに、飲食店営業の需要喚起や派生需要が発生することが期待される。	
相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	近年の経済低迷によりコスト削減圧力が強まるなか、飲食費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費課税の見直しにより営業性資金の確保を支援することは、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る手段として有効である。	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし	
	要望の措置の妥当性	<p>資本金1億円超の法人企業においては、交際費について全額損金性が認められていないため、交際費支出を抑制する傾向があり、経済活動の沈滞化を招く要因となっている。</p> <p>交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、近年、我が国経済はデフレ経済のもとで、国外及び国内に端を発する景気悪化により、地域経済の疲弊、雇用の縮小と</p>	

賃金水準の低下、生産拠点の海外展開の加速、株安・円高を背景とした企業・消費者マインドの冷え込み、生活保護受給者の増加など非常に深刻な状況が継続している。

こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直し、法人の支出する交際費の損金性を認め、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を政策誘導する。これにより、低迷する企業活動の円滑化を図るとともに、飲食店営業を中心とする生活衛生関係営業等の需要を喚起し、派生需要や乗数効果を通じGDP及び税収の増加を確保することで、財政収支の改善に寄与する。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費支出額の推移  平成18年度 3,533,828 百万円  平成19年度 3,379,994 百万円  平成20年度 3,226,064 百万円  平成21年度 2,997,859 百万円  平成22年度 2,935,972 百万円</p> <p>(出典) 国税庁「会社標本調査」</p>																																										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>法人企業にとって必要不可欠な営業経費である飲食費について、税制上の優遇を施すことは、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る手段として有効であり、交際費支出の多くが飲食店で消費されると考えられるが、産業連関表を用いた分析によれば、飲食店の売上げが1増加すると、産業全体で0.93の派生需要が発生すると計算されている。</p> <p>(出典) 総務省「平成17年(2005年)産業連関表」</p>																																										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																																										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																																										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和29年度(交際費課税の創設年度)</p> <p>(最近の交際費課税の主な改正事項)</p> <table border="1" data-bbox="395 1137 1289 1989"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円) × 90%</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%
	対象法人	損金算入限度額																																									
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																									
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																									
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																																									
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																																									
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																																									
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																									
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																									
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%																																									
平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																									
平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%																																									